

## 「健康サポート薬局」

茨城県保健福祉部薬務課

「患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局」として、厚生労働大臣が定める基準を全て満たしている薬局が届出を行うことで、「健康サポート薬局」と表示、公表することが可能となります。

【届出開始】平成28年10月から

【届出先】管轄保健所

なお、「調剤報酬上の施設基準やかかりつけ薬剤師等の条件」がそのまま適用される訳ではありませんので、内容をよくご確認のうえ、「患者のための薬局ビジョン」の主旨を踏まえた、患者にとって真に必要な薬局＝健康サポート薬局を目指しましょう！

【基準の概要】（厚生労働省告示第29号）

基準骨子	薬局で必要な主な対応（一部）
1 かかりつけ薬局の基本機能	○患者が薬剤師を選択できる体制整備、○残薬管理、○一元的継続的服薬管理、○お薬手帳の活用、○在宅実績、○かかりつけ促進、○24時間対応 等
2 地域における連携体制構築	「健康サポート業務手順書」を整備し次を実施。 ○受診勧奨、○介護施設等との連携、○紹介先の一覧作成、○医療機関等への情報提供、○地域活動への参画 等
3 常駐薬剤師の資質	○5年以上の実務経験があり、次の研修①②を終了した薬剤師の常駐が必要。 ○次の新たな研修受講が必要。（県薬剤師会で準備中） ①技能習得型研修（講義、演習）＜計8時間＞ ②知識習得型研修（eラーニング等）＜計22時間＞
4 設備	○相談窓口にはパーテーションなどが必要
5 表示	○薬局内では具体的な取組を分かりやすく提示
6 要指導医薬品等の取扱い	○一定数の取扱い、○相談対応
7 開店時間	○土日も一定の対応
8 健康相談等の対応	○相談、記録、イベント参加、地域支援、啓発活動

詳細は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等をご参照ください。

（問合せ先）・県薬務課（Tel 029-301-3393）  
・潮来保健所（Tel 0299-66-2116）

